年　　月　　日

（あて先）札幌市長

団体名

代表者役職・氏名

住所

**誓約書**

本団体は、札幌市北区地域づくり応援助成金の申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

（※該当するものに☑をすること。）

* 本団体及びすべての構成員が、次の各号のいずれにも該当せず、また、今後もこれらに該当することのないこと。

(1) 札幌市合力団の排除に関する条例（平成25年条例第６号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(2) 条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 暴力団又は暴力団員が運営に実質的に関与していると認められる者（条例第７条第１項に規定する暴力団関係事業者を含む。）

(4) 構成員が自己、本団体又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

(5) 構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力もしくは関与していると認められる者

(6) 構成員が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者

(6) 構成員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条及び第８条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体

* 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと
* 申請する事業について、札幌市の他の助成金・補助金を受けている事業又は受ける予定である事業でないこと。
* 別に指定する研修・講習会の参加に努めること。
* 事業成果について、まちづくり協議会等で報告するよう指示があった場合は応じること。
* 次のいずれかに該当したときは、助成金の全部又は一部が取り消されることを理解し、その額の返還に応じること。

(1) 札幌市北区地域づくり応援助成金交付要綱に違反したとき

(2) 申請した事業を実施しないとき又は報告なく事業内容を変更したとき

(3) 団体運営や事業に関して法令違反が明らかになったとき

(4) 助成金を申請した事業以外の経費に使用したとき

(5) 虚偽その他不正な手段により助成を受けたとき

(6) その他市長が助成を不適当と認めたとき

* 助成金の概算払いを受けた場合は、事業費の決算額が交付決定額を下回った場合は、その差額について返還に応じること。